

# AMT/NEWSLETTER

## Competition

2025年12月26日

### COMPETITION NEWSLETTER(2025/12)

#### Contents

I. 製薬業界における競争法と知的財産法の交錯(欧州委、Teva に対する制裁金賦課決定に係る決定文を公開)

1. はじめに
2. リバースペイメント問題
3. 欧州委員会 2024 年 10 月 31 日付け決定(AT.40588 – Teva Copaxone)の概要
4. 分割出願の濫用が、日本において独占禁止法上の問題を生じさせるか
5. おわりに

II. 2025 年 9 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

III. 事務所 News (受賞歴)

#### I. 製薬業界における競争法と知的財産法の交錯(欧州委、Teva に対する制裁金賦課決定に係る決定文を公開)

弁護士 膝館 朗人

##### 1. はじめに

新たな医療用医薬品の開発には、莫大な時間的・金銭的費用が投じられている。例えば、医薬産業政策研究所<sup>1</sup>が公表したリサーチペーパーによると、新薬の開発には 10 年以上の期間と、数百億円を超える投資が必要とされる<sup>2</sup>。

こうしたコストは、創薬を担う医薬品メーカーにとって大きな負担であり、医薬品メーカーは新薬の開発に投じたコストを、新薬の販売によって回収する必要に迫られる。そこで、多くの医薬品メーカーは、特許権を始めとする知的財産権を積極的に活用し、新薬を可能な限り長期間にわたって独占的に市場に供給する体制を構築しようと試みてきた。特に、新薬(先発医薬品)に対する後発医薬品が上市されると、新薬の価格やシェアが急激に下落<sup>3</sup>することがあり(いわゆる

<sup>1</sup> 製薬企業が加盟する任意団体である日本製薬工業協会が設置し、政策提言等を行う研究機関である(<https://www.jpma.or.jp/policy/plan/plan17.html>)。

<sup>2</sup> 高橋洋介他. 医薬品の研究開発の実態~アンケート調査に基づく研究開発期間、成功確率、研究開発費用~:リサーチペーパーNo.8 2, 2024, p60, 75 等. ([https://www.jpma.or.jp/opir/research/rs\\_082/es9fc600000002xp-att/RESEARCH PAPER SERIES No82.pdf](https://www.jpma.or.jp/opir/research/rs_082/es9fc600000002xp-att/RESEARCH PAPER SERIES No82.pdf))

<sup>3</sup> 日本の場合、厚生労働省が定める薬価基準により、原則として新規後発品の薬価は先発品の薬価の 50%に設定される(保発 0219 第 1 号令和 7 年 2 月 19 日 薬価算定の基準について 別添第 2 章第 2 部)(<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001416107.pdf>)。

「パテントクリフ」、かかる事態を回避又は先延ばしすべく、後発医薬品の上市を遅らせるよう知的財産権を活用することは先発医薬品メーカーにとって極めて重要である。

しかし、ときにはそうした試みが、たとえ知的財産法の観点からは許容され得る行為であったとしても、競争制限的な行為であるとして、競争法(日本における独占禁止法及びそれに相当する他の法域における規制を総称して)いう。以下同様。)に違反すると判断されることがある。この点において、競争法と知的財産法の適用関係が問題になる(競争法と知的財産法の交錯)。

本稿では、まず、製薬業界において競争法と知的財産法の交錯が問題となる顕著な事例である、医薬品発明に係る特許侵害訴訟における特許権者による支払いを伴う和解合意(いわゆる「リバースペイメント」)の背景を為す事情を競争法、特許法、医薬品承認に係る法規制の観点から概説し、さらに、欧州において競争法と知的財産法の交錯が問題となった直近の事例(欧州委員会の 2024 年 10 月 31 日付け決定(AT.40588 – Teva Copaxone))を紹介する。

## 2. リバースペイメント問題

後発医薬品の製造等が先発医薬品メーカーの保有する特許を侵害するとして、先発医薬品メーカーが後発医薬品メーカーに対して特許侵害訴訟を提起することがある。このような先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカー間の特許侵害紛争において、先発医薬品メーカー(特許権者)が、後発医薬品メーカーに対して、後発医薬品の上市を遅らせる見返りとして経済的な利益を供与して和解を行うことを、リバースペイメント又はペイフォーディレイと呼ぶことがある(以下同種の和解を総称して「リバースペイメント」という。)<sup>4</sup>。

リバースペイメントは、特許侵害紛争上の和解ではあるものの、これを競争法に違反すると判断した裁判例が米国、欧州、韓国等で蓄積されている。特に米国は、ハッチワックスマン法が定める後発医薬品の簡易承認制度(Abbreviated New Drug Application。以下「ANDA 制度」という。)により、リバースペイメントが生じやすい状況にあるといえる。そこで、ここでは、米国においてなぜリバースペイメントが発生しやすいのかを概観する。

ANDA 制度は、簡略化された手続きによる後発医薬品の承認を可能にする制度である。同制度の下では、後発医薬品メーカーが先発医薬品に関する特許が無効であるか又は後発医薬品の製造等が当該特許を侵害しないことを主張して新薬承認手続きに係る申請を行うことができ(以下当該手続きを定める条文番号から「パラグラフ IV 証明」という。)、後発医薬品メーカーの中で最初に新薬として承認を得た場合、当該後発医薬品メーカー以外の後発医薬品メーカーには 180 日間後発医薬品の承認が与えられないため、その間、承認を得た後発医薬品の販売を独占的に行うことができる。

パラグラフ IV 証明に基づく承認申請を行う場合、後発医薬品メーカーは特許権者に対して、申請について通知を行う必要があり、これを受けた特許権者は、後発医薬品メーカーに対して通知受領後 45 日以内に侵害訴訟(「ANDA 訴訟」)を提起することができる。当該期間内に侵害訴訟が提起された場合、新薬承認手続きは 30 ヶ月停止し、その間は、非侵害又は特許無効の判決が得られた場合等を除き、後発医薬品メーカーは承認を得られない。

かかる制度の帰結は下表のように整理できる。

---

<sup>4</sup> 栗田誠. 知的財産権の濫用的行使と競争法—医薬品特許を巡る逆支払を伴う和解を素材にして—. 千葉大学法学論集, 2015, 第 30 卷第 1・2 号, p.530.

後発医薬品メーカーの立場	先発医薬品メーカーの立場
<p><b>ANDA制度に基づく申請を行うメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ANDA制度を利用することで、後発医薬品の上市に係る承認プロセスが簡略化される。</li> <li>● (一番手で申請を行った場合) ANDA訴訟に勝訴できれば 180 日間の独占販売期間を得ることができます。</li> <li>● 敗訴しても、ANDA訴訟が提起されることで新薬承認手続きが 30 ヶ月中断されるため、製品が販売されず先発医薬品メーカー(特許権者)に対する損害賠償責任が生じないと考えられる。また、製造のための先行投資も少なくてすむ。</li> </ul> <p><b>リバースペイメントを受け入れるメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後発医薬品を上市して先発医薬品と市場で競争した上で得られる利益がリバースペイメントを受けることで受けられる利益を上回ることがある。</li> </ul> <p>⇒ <u>ANDA訴訟が提起されることを見越しても ANDA制度に基づく申請を行うメリットがある。</u></p>	<p><b>ANDA訴訟を提起するメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ANDA訴訟を提起すれば、後発医薬品の新薬承認手続きが 30 ヶ月中断される。</li> </ul> <p><b>リバースペイメントを行うメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ANDA訴訟に敗訴した場合(特に特許が無効と判断された場合)、後発医薬品の参入により販売を独占できなくなる。</li> <li>● 独占から得る利益を後発医薬品メーカーに分配(=リバースペイメント)しても、ANDA訴訟を終局判決前に和解により終了させれば、先発医薬品の価格を維持することができる。</li> </ul> <p>⇒ <u>ANDA訴訟を提起し、リバースペイメントを行うメリットがある。</u></p>

このように、後発医薬品メーカーには、ANDA制度を利用した上でリバースペイメントを受け入れるインセンティブが働き、ANDA制度に基づく申請を受けた先発医薬品メーカーには ANDA訴訟を提起し、リバースペイメントを行うインセンティブが働くといえる。さらに、先発医薬品メーカーは、ANDA訴訟に敗訴する事態(特に、特許が無効と判断される事態)を回避するため、リバースペイメントを行ってでも ANDA訴訟の終局判決を待たずに終了させるインセンティブを有することになる。加えて、公的な薬価制度が存在しない米国においては、後発医薬品の上市により先発医薬品の価格は大幅に下落する可能性が高く、この点も先発医薬品メーカーがリバースペイメントを行うインセンティブを強化するといえる。

欧州においては、ANDA制度に相当する制度は存在しないものの、先発医薬品メーカーが後発医薬品メーカーに対して特許侵害訴訟を提起することはあり得、さらに、特許侵害訴訟に敗訴するリスクを回避しつつ、後発医薬品の上市を遅らせるためにリバースペイメントを行うインセンティブを有し得る。また、後発医薬品メーカーにとっても、先発医薬品との競争を回避しながら金銭的利益を受けられる点で、リバースペイメントに応じることに経済合理性がある場合がある。

リバースペイメントは、特許権者(先発医薬品メーカー)と被疑侵害者(後発医薬品メーカー)との間の和解であるところ、特許権を前提に後発医薬品メーカーの参入を遅らせること自体は、特許権の効力の範囲内の行為として正当なものであるように思われる。他方で、リバースペイメントは、先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカーという競争事業者間での参入遅滞の合意という側面もあり、かかる側面からは反競争的な行為として評価され得る。

米国及び欧州の裁判例では、リバースペイメントが競争法に違反すると判断したものが複数存在する。まず、米国の最高裁判決(Actavis事件)では、リバースペイメントによる支払いが多額でかつ正当化事由がない場合には競争法に違反するとの判断(合理の原則)がなされた。欧州司法裁判所の判決(Generics事件(Case C-588/16 P)、Lundbeck事件(Case C 591/16 P)<sup>5</sup>)も、これに倣ったものとされ<sup>6</sup>、先発医薬品メーカーによる支払いが後発医薬品メーカーが参入しないインセンティブとして機能し、そのような支払いに競争回避以外の理由が考えられないような場合には、かかる和解は競争法に違反するとの判断がなされている。

<sup>5</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62016CJ0591>

<sup>6</sup> 鞠山尚子. 医薬品特許紛争の和解と独占禁止法－リバースペイメントの独占禁止法上の評価－. 特許研究, 2021, No.72, p.52.

### 3. 欧州委員会 2024 年 10 月 31 日付け決定(AT.40588 – Teva Copaxone)の概要

製薬業界における競争法と知的財産法の交錯が問題になった近時の事例として、欧州委員会が Teva に対して EU 機能条約(以下「TFEU」という。)102 条違反を理由として制裁金を課した事件(2024 年 10 月 31 日付け決定(AT.40588 – Teva Copaxone))(以下「本 Teva 決定」という。)がある。同事件では、Teva による特許の分割出願戦略が競争法に違反すると判断された。なお、本 Teva 決定では、Teva が行った誹謗中傷行為が競争法違反であるとも判断されているが、本稿では当該判断部分については取り上げない。

事案の概要は次のとおりである。Teva は多発性硬化症治療薬コパキソンを販売する先発医薬品メーカーであり、コパキソンの有効成分であるグラチラマー酢酸塩に関連する多数の特許を取得していた。Teva は、関連する特許の存続期間が満了する直前に、時期をずらした複数の分割出願を行った上で、分割特許に対する後発医薬品メーカーの異議申立てに関して欧州特許庁(以下「EPO」という。)による当該特許の無効判断が出る可能性が高まると、無効判断を回避するために戦略的に特許の取下げ("Withdrawal of patents")を行った("Divisional Game"。以下「Teva の分割出願戦略」という。)。これらの行為により、全ての分割出願に係る特許を取り下げない限り、特許権の有効性が不透明な状態にし、その状態を長期化させた。かかる行為に対して、欧州委員会は、競争法違反(TFEU102 条違反)と認定し、Teva に対して制裁金を課した。Teva は本 Teva 決定を不服として欧州司法裁判所に上訴している(Case T-19/25<sup>7</sup>)。

欧州委員会による本 Teva 決定における Teva の分割出願戦略に関する判断の概要は以下のとおりである。まず、TFEU102 条を適用する前提として、Teva は欧州各国のグラチラマー酢酸塩市場での支配的地位("dominance"/"dominant position")を有している。また、知的財産権の行使は競争法により制限され得るところ、問題となった行為が競合の参入妨害に当たり、正当な利益に資さない場合、競争法に違反すると考えられる。Teva の分割出願戦略は競合薬の参入を妨害するもので、反競争的な効果を持ち、正当化事由も認められないため、能率競争("Competition on the merits")に当たらず、競争行為ではない。

欧州委員会の判断は、Teva が時期をずらした複数の分割特許の出願と、特許の戦略的な取下げを一体的に行ったものと評価している点が重要であると思われる。すなわち、Teva の行為は、①内容が重複する発明<sup>8</sup>について、時期をずらして複数の分割出願を行うことにより、(特許権が取下げ("withdraw")されても)同様の内容の特許権の行使が可能な期間を長期化させることと(以下「行為①」という。)、②特許に対する異議申立て及び EPO における審理の結果、特許が無効と判断されそうになると、同様の無効理由により一連の重複する内容の分割出願に係る特許が無効とされることを防ぐために特許の取下げ("withdraw")を行うこと(以下「行為②」という。)の二つの行為により構成される。Teva は二つの行為の組合せにより、分割出願に係る特許権の有効性が不透明な状況を人為的に作りだしていたといえる。

こうした Teva の分割出願戦略に対して、欧州委員会は、特許制度の目的を逸脱し、人為的に審査を長期化するものであり、Teva による特許権の行使を可能にした点で、競合薬の市場への参入を妨害する反競争的な効果を持つと判断している。また、欧州委員会は、Teva が主張した正当化事由についても認めていない。

### 4. 分割出願の濫用が、日本において独占禁止法上の問題を生じさせるか

Teva の分割出願戦略は、欧州委員会の評価によれば、分割出願制度の濫用("misuse of divisional patents")である。分割出願制度自体は、工業所有権の保護に関するパリ条約 4 条 G 項等に定められるとおり、一般的な特許出願制度であり、日本では特許法 44 条 1 項に定めが置かれている。

では、日本において、Teva の分割出願戦略のような行為が独占禁止法上問題になることはあるだろうか。

結論として、日本において Teva の分割出願戦略のような濫用的な分割出願が行われる可能性は低く、独占禁止法上

<sup>7</sup> <https://eur-lex.europa.eu/eli/C/2025/1126/oj>

<sup>8</sup> 本 Teva 決定では、Teva 自身が、分割出願にかかる発明には、有効性について弱点があることを認識していたことも指摘されている(段落 1069)。

の問題を生じることも考えにくいと思われる。これは、日本と欧州の特許法制の差異に主に起因すると考えられる。

まず、日本の特許法(以下「特許法」という。)は、比較的厳格に二重特許(以下「ダブルパテント」という。)を排除していると考えられる。特許法 39 条 1 項は「同一の発明について異なる日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる」と規定し、「同一の発明」は特許を受けることができないことを明文で規定している(ダブルパテントの禁止)。「同一」の意義について、日本の特許庁(以下「JPO」という。)の審査基準では、「両者が実質的に同一である場合」が含まれるとされる(特許・実用新案審査基準第Ⅲ部第 4 章 3.2.1)。

他方で、欧州においては、欧州特許条約(以下「EPC」という。)上にダブルパテントを禁止する明文の規定は存在せず、2021 年 6 月 22 日付け EPO の審決(G0004/19)を踏まえた EPO の審査ガイドラインにおいて、「主題が同一」("the same subject matter")である場合に、ダブルパテントとして出願が拒絶されることが指摘されるのみである<sup>9</sup>。また、いかなる場合に「主題が同一」であるといえるかについては、具体的な基準は示されていない。

Teva の分割出願戦略は、複数の内容が重複する分割出願を行うこと(行為①)を含むものである。これが JPO における分割出願審査実務の下で許容されるかについて、ここで結論づけることは避けるが<sup>10</sup>、いずれにせよ、本 Teva 決定は、Teva の行為①は禁止されたダブルパテントに当たる出願であることを理由に競争法に違反すると認定しているわけではない(段落 1095)。むしろ、同様の理由で無効とされるリスクをはらむ重複する分割出願を時期をずらして行うことによって、特許が付与される時期をずらし、同様の無効理由が示され得る異議申立ての審理が(並行して行われるのではなく)連続して行われるようにしたことが問題視されている。

JPO における特許審査においても、時期をずらして分割出願を行うことにより、複数の分割特許を異なるタイミングで得ることができれば、複数の特許権を行使可能な状態で、特許権の有効性が不透明な状況が長期化することは一応あり得るのではないかと思われる。

むしろ、比較に当たっては、特許に対する異議申立て(当該特許の有効性に対して第三者が疑義を申し立てて行われる手続き)に関する日欧の制度上の違いに注目すべきであると思われる。

というのも、欧州においては、日本と異なり、特許に対する異議申立てが行われた場合、特許権者が特許の有効性が不透明な状態を長引かせることができる場合がある。

すなわち、EPO では、特許の審査・審理を特許権者が提出又は承認したテキスト("Text")について行うとされている(EPC113 条(2))ところ、これは異議申立ての審理についても同様であり、ある特許に対する異議申立ての審理において、特許権者が当該特許に関するテキスト(請求項の記載、明細書等)について承認を撤回した場合、当該特許は取り消される(EPO 審査ガイドライン Part D, 2.2 Revocation of the patent, Chapter VI)。この場合、EPO は当該特許に関する審理を行うことができず、審理が終了する。そのため、当該特許の有効性に関する審理は結論に達せずに終了し、特許の有効性について有効な結論は得られない。つまり、特許権者が異議申立ての審理の終了時期を一定程度コントロールすることが可能であると考えられる。

これに対して、日本では、JPO に対する特許異議の申立て(特許法 113 条本文)の審理には職権主義が適用され(同 120 条の 2 第 1 項)、証拠調べも職権により行われ得るとされている(同 120 条、150 条 1 項)。EPO における異議申立てのよ

<sup>9</sup> [https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g\\_iv\\_5\\_4.html](https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g_iv_5_4.html)

<sup>10</sup> もし、JPO において同様の分割出願が認められるのであれば、本 Teva 決定における行為①と同様の行為を日本で再現することは不可能ではないと思われる。もっとも、その場合であっても、行為②の成否が問題となる。

うに、特許権者がテキストについて承認を撤回することで随意に審理を終了させることもできない<sup>11</sup>。

Teva は、自身の分割特許に対する異議申立てが行われた際、特許権者として、特許文書に対する承認を撤回することで、特許を取り消し、さらに、そのような承認の撤回ができるだけ遅いタイミングで行うことにより、審理を長期化させた<sup>12</sup>。このように、Teva の行為②は、EPO における異議申立て手続きを前提としたものであるため、制度設計が異なる日本において行為②は行い得ないと考えられる。

以上のように、Teva の分割出願戦略を構成する二つの行為のうち、行為①と同様の状況を作り出すことは不可能ではないと思われるものの、行為②を日本で再現することは困難であると思われる。そのため、本 Teva 決定における行為①と行為②を一体的な行為として評価するという判断枠組みを前提とする限り、本件と同様の問題が日本で生じることは考えにくい。

なお、仮に日本において分割出願の濫用が独占禁止法に違反するか問題となった場合、分割出願が特許法上の制度であることから、特許法と独占禁止法の適用関係が調整されなければならない。

独占禁止法 21 条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と定めている。同条の解釈について、公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」<sup>13</sup>によれば、知的財産権の権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用され、また、外形上権利の行使とみられる行為であっても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。

分割出願自体は、権利の前提である特許を出願する行為であるから、「権利の行使」そのものには当たらないと考えられる。もっとも、特許制度を利用した行為という点では、権利の行使と分割出願は同様である。また、同条の趣旨が特許制度の趣旨を逸脱するような行為に独占禁止法を適用する点にあることからすれば、同様の考え方の下、特許制度の趣旨を逸脱するような濫用的な分割出願については、独占禁止法が適用されると考えられる。

## 5. おわりに

以上のように、本 Teva 決定が問題視したのと同様の事案が日本において発生する可能性は低いと考えられるものの、通常の特許プラクティスの一種である分割出願が競争法に違反し得るという判断が示されたことは興味深い。また、製薬業界は、構造的に競争法と知的財産法の交錯が生じやすい状況にあり、今後も競争法と知的財産法の交錯が問題となる事案は生じるものと考えられる。知的財産権の活用に当たっては、それが競争法の観点から問題となり得るものではないか、継続的に検討することが求められよう。

<sup>11</sup> JPO における特許異議の申立てにおいても、無効審判における特許が無効となった場合や訂正請求により全ての請求項が削除された場合など、特許権が初めから存在しなかったものとみなされる場合には審理が終了する(審判便覧 67-11 参照)。そのため、JPOにおいても特許権者は、全ての請求項を削除する訂正を行うことで、特許権の有効性について結論を得ることなく特許異議の申立ての審理を終了することができると考えられる。しかし、無効審判により特許が無効となる場合については、そもそも無効審判が請求されなければならない。また、訂正請求については訂正請求を行うことができる期間が法定されている(特許法 120 条の 5)。そのため、本 Teva 決定が指摘するような、特許権者が審理を長引かせるためにタイミングを見計らって審理を終了することができる状況にあるとは言い難いと考えられる。

<sup>12</sup> この点は、本 Teva 決定の決定文段落 61~67においても指摘されているので参照されたい。

<sup>13</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

## II. 2025 年 9 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 9 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介いたします。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Lexology Panoramic - Intellectual Property & Antitrust 2026 (Japan Chapter)  
2025 年 11 月(著:[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#)) Law Business Research Ltd.  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR - Market Review Merger Control 2025 - Japan  
2025 年 11 月(著:[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[矢上 浩子](#)) Law Business Research Ltd.  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition-IP Interface: Transactions, Collaboration, and Unilateral Conduct (Japan)  
2025 年 11 月(著:[ムシス バシリ](#)、[小島 諒万](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Abuse of Dominance in Japan  
2025 年 11 月(著:[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Law in Digital Markets (Japan)  
2025 年 11 月(著:[ムシス バシリ](#)、[小島 諒万](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 下請法から取適法へ—サプライチェーン全体での適正な価格転嫁—  
2025 年 11 月(著:[原 悅子](#)) 経済法令研究会
- ◆ Merger Remedies Guide - Edition 6 (Japan chapter)  
2025 年 10 月(著:[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浩子](#)) Law Business Research Ltd  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ [独禁法事例速報]自己が提供する他のサービスを利用する場合にのみ優遇レートを適用することとした行為について確約計画が認定された事例(公取委令和 7・7・22 発表)  
2025 年 10 月(著:[石田 健](#)) 有斐閣

### III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしております。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific 2025(2024 年 12 月公表)の競争法分野では、事務所部門で Band 1 であったのみならず、個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

その他、最新の受賞歴は以下のとおりです。

◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悅子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浩子](#)

◆ asialaw 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Lexology Index: Japan 2025

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悅子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浩子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 膝館 朗人 ([akito.hizatake@amt-law.com](mailto:akito.hizatake@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。